

家きんの所有者の皆様へ

今シーズンの本病発生事例の中で、
異常家きんの通報が速やかに
行われなかった事例がありました。
通報の遅延は、
まん延防止に支障を及ぼします！！

**異常家きんの早期発見
早期通報の徹底を!!!**

1日の家きんの死亡率が対象期間(当日から遡って
21日間)における平均の死亡率の2倍以上の場合、
直ちに家畜保健衛生所へ！！

(設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害
その他の非常災害等、本病以外の事情によるものは除く)

詳細は農林水産省のホームページ



をご確認ください！

飼養家きんに異状または死亡率の増加を認めた場合は、
速やかに家畜保健衛生所まで連絡を！

北海道根室家畜保健衛生所

T E L (開庁日) : 0153-75-2439
TEL (緊急専用(土日祝日及び夜間)) : 0153-24-0257
F A X : 0153-75-2737